

○臨時適性検査等に関する規程

(平成 12 年 3 月 21 日公安委員会規程第 2 号)

改正 平成 14 年 5 月 24 日公安委員会規程第 7 号 平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号
平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 7 号 平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号
平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号
令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 7 号

臨時適性検査等に関する規程を次のように定める。

臨時適性検査等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 102 条第 1 項から第 5 項まで及び第 107 条の 4 第 1 項の規定による臨時の適性検査(以下「臨時適性検査」という。)、法第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定による医師の診断書の提出命令並びに法第 90 条第 8 項及び第 103 条第 6 項の規定による適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令に関し必要な事項を定めるものとする。

(適性検査所の設置)

第 2 条 交通部運転免許課に岡山県運転適性検査所(以下「適性検査所」という。)を置く。

(検査の種別)

第 3 条 適性検査所は、次の各号に掲げる検査を行う。

- (1) 身体的(生理機能)適性検査
- (2) 心理的(性格)適性検査
- (3) 精神医学的適性検査

(臨時適性検査の実施者)

第 4 条 前条第 1 号及び第 2 号の検査については、警察本部長が別に定める運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた警察職員が実施するものとする。

2 前条第 1 号及び第 2 号の検査について必要と認める場合は、専門の医師に検査を嘱託するものとする。

3 前条第 3 号の検査については、専門の医師に検査を嘱託するものとする。

(臨時適性検査等の対象者)

第 5 条 臨時適性検査等(臨時適性検査及び法第 90 条第 8 項及び第 103 条第 6 項に規定する適性検査をいう。以下同じ。)は、次に掲げる者について行うものとする。

- (1) 法第 102 条第 1 項から第 5 項まで及び第 107 条の 4 第 1 項の規定による臨時適性検査を必要とする者

(2) 法第 90 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを理由とする運転免許の保留処分又は法第 103 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当することを理由とする運転免許の効力の停止処分のため、適性検査を必要とする者(臨時適性検査等の手続)

第 6 条 警察署長並びに交通部運転免許課長、運転管理課長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、前条第 1 号に掲げる臨時適性検査の対象者に該当する者を発見した場合は、臨時適性検査該当者発見報告書(様式第 1 号)により警察本部長に報告するものとする。

2 専門の医師に臨時適性検査等を嘱託する場合は、運転適性検査嘱託書(様式第 2 号)により行うものとする。

3 臨時適性検査(法第 102 条第 1 項から第 3 項までの規定により行うものに限る。)の通知は、臨時適性検査通知書(様式第 2 号の 2)により行うものとする。

4 臨時適性検査の通知(前項の規定により行うものを除く。)は、臨時適性検査通知書(様式第 2 号の 3)により行うものとする。

5 法第 102 条第 1 項から第 3 項までの規定による医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(様式第 2 号の 4)により行うものとする。

6 法第 102 条第 4 項の規定による臨時適性検査の通知又は医師の診断書の提出命令のうち、認知症(法第 90 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する認知症をいう。第 8 項において同じ。)の疑いがある者に対して行うものについては、臨時適性検査通知書(様式第 2 号の 5)又は診断書提出命令書(様式第 2 号の 6)により行うものとする。

7 臨時適性検査等を嘱託した医師から検査結果の報告を受ける場合は、運転適性検査書(様式第 3 号)によるものとする。

8 法第 90 条第 8 項及び第 103 条第 6 項の規定による適性検査の受検命令若しくは医師の診断書の提出命令又は第 102 条第 4 項の規定による医師の診断書の提出命令(認知症に係るものを除く。)は、適性検査受検命令書(様式第 4 号)又は診断書提出命令書(様式第 5 号)により行うものとする。

(文書の保存)

第 7 条 臨時適性検査該当者発見報告書及び運転適性検査書は、交通部運転免許課において長期保存するものとする。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、臨時適性検査の実施について必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 24 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号の次に 1 様式を加える改正規定は、同年 6 月 5 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。